

名調停官 停中何故ニ工場ヲ閉鎖セルヤ

三 解雇通知ヲ認メス

ノ三項ニ對シ交渉シタル處工場主ヨリ第一項ニ對シテハ直ニ之ヲ拒絕シ第二項ニ對シテハ調停中ノモノニ非ス第三項ニ對シテハ之ヲ得ナルニ付致方ナシト應ヘ會見僅カ五分餘ニシテ一同退出ナリ

工場主側ニ於テハ成行キマヌヘシトシテ工場ニ於ケル殘務整理ヲ爲シワ、アリ一方ヲ議團側ニ於テハ向日榎本龜吉、長井安信ノ兩名ヲシテ別添「所長各位の正しき御判断に判ふ」ト題スル文書ヲ作製杉浦正房方附近住民ニ對シ每户配布セシメタルカ右兩名ハ所轄渋谷警察署ニ檢束シ取調ヘノ上釋放セリ右及申(通)報候也

5. 2. 19  
1033

券秘第 四六九 號

昭和五年二月十二日

普視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
社務局長官 吉田 茂 殿

杉浦鐵工所勞働争議ニ關スル件 (第三報)

標記杉浦鐵工所争議ニ關シテハ其ノ状況屢報ノ處其ノ後勞働者側ニ於テハ日第議團本部ニ集合シワ、アリシカ本月九日代表者垣峯次菅野文治外五名ハ所下渋谷町印邊七六杉浦事務方ヲ訪問シ今ト面接シ

ハ工場閉鎖ヲ解キ各々ヲ入場セシメヨ